

社団法人 酒田青年会議所

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条(名 称)

この法人は、社団法人酒田青年会議所(Sakata Junior Chamber)(以下「本会議所」という)という。

第 2 条(事務所)

本会議所は、事務所を酒田市緑町 19 番 25 号に置く。

第 3 条(目 的)

本会議所は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第 4 条(運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。又、本会議所はこれを特定の政党のために利用しない。

第 5 条(事 業)

本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・文化に関する研究、並びにその改善に関する事業。
- (2) 社会奉仕事業、及び青少年問題に関する事業。
- (3) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所、並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善をはかる事業。
- (4) その他本会議所の目的達成に必要な事業。

第 2 章 会 員

第 6 条(種 別)

本会議所は、正会員・特別会員・賛助会員及び名誉会員とする。

第 7 条(会員の資格)

本会議所の資格は、次の通りとする。

(1) 正会員

酒田市及びその隣接する地区に居住する 20 才以上 40 才未満(以下「制限年令」という)の青年で、本会議所の目的に賛同し入会した者。ただし、年度中に 40 才に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。

その細目は、「社団法人 酒田青年会議所会員資格規定」(以下「会員資格規定」という)による。

(2) 特別会員

制限年令の年度末まで正会員であった者で、その細目は、「会員資格規定」による。

(3) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人及び団体とし、その細目は「会員資格規定」による。

(4) 名誉会員

本会議所の運営、育成に著しく功勞のあった個人で、理事会の推薦を経たうえ、総会において承認された者とし、その細目は「会員資格規定」による。

第8条(会費及び入会金)

本会議所の会員は、総会において別に定める会費、入会金を納入しなければならない。

第9条(入 会)

正会員・特別会員・賛助会員になろうとする者は、「会員資格規定」により、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第10条(休 会)

やむをえない事由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

この場合の会費は「会員資格規定」による。

第11条(退 会)

会員が、退会しようとするときは、その年度の会費を納入して、理事長に退会届を提出しなければならない。

② 会員が、死亡したとき、又は解散したときは退会したものとみなす。

第12条(除 名)

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 会費納入義務を遂行しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

② 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行おうとする総会において、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第13条(抛出金品の不返還)

退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

第14条(種 別)

本会議所に次の役員をおく。

理 事 20名以上30名以内
監 事 2名又は3名

②理事のうち常任理事は、10名以上15名以内とし、構成は以下の通りとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 直前理事長 1名
- (3) 副理事長 4名以内
- (4) 議長 1名

- (5) 室長 6名以内
- (6) 専務理事 1名
- (7) 理事長が指名する常任理事 4名以内

③ 前項に定める者のほか常任理事として本会議所は顧問をおくことができる。

④ 監事は、他の役員を兼務することはできない。

第15条(役員)の資格及び選任)

役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任する。ただし役員のうち直前理事長は、前年度理事長が就任し、本会議所の正会員たることを要しない。また、顧問は直前理事長を除く理事長経験者であることを要する。

② 役員の選出方法については、「役員選任に関する規定」による。

第16条(職務)

理事は、理事会を構成し、本定款に定めるもののほか、総会の権限に属しない事項を審議する。

② 理事長は、本会議所を代表し、所務を統括する。

③ 直前理事長及び顧問は、理事長の経験を生かし、所務について必要な補助をする。

④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

⑤ 議長は、理事長を補佐し、所務を分掌するとともに会議体を統括する。

⑥ 室長は副理事長を補佐し、所務を分掌するとともに委員長の職務を統括する。

⑦ 専務理事は、理事長を補佐し、所務を分掌するとともに事務局を統括する。

⑧ 理事長が指名する常任理事は、理事長・副理事長を補佐し、所務を分掌する。

⑨ 委員長は、担当する委員会の所務を分掌するとともに委員会を統括する。

⑩ 監事は、民法第59条の職務を行う。また監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

⑪ 役員の職務に関して必要な事項は、本定款に定めるもののほか、諸規定においてこれを定める。

第17条(役員)の任期)

役員)の任期は、1年とする。ただし補欠役員)の任期は前任者の残任期間とする。

② 役員は、再任されることができる。

③ 役員が辞任した場合、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第18条(解任)

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

② 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行おうとする総会において、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会 議

第19条(種別)

本会議所の会議は、総会・常任理事会・理事会の3種とし、総会はこれを分けて定時

総会、及び臨時総会とする。

第 20 条(構 成)

総会は、正会員をもって構成する。

② 理事会は、理事をもって構成する。ただし、このうち直前理事長が制限年齢を超え、正会員としての資格を失うときは、構成員になることができない。この場合において直前理事長は、常任理事会・理事会に出席し、意見を述べることができる。

③ 常任理事会は、常任理事と理事長の指名する理事をもって構成する。

第 21 条(権 能)

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画並びに収支予算の決定及び変更に関すること。

(2) 事業報告並びに収支決算の承認に関すること。

(3) 本会議所の運営に関する規則、規定の設定、変更及び廃止、並びにその他重要な事項に関すること。

② 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関すること。

③ 常任理事会は、理事会から付託される事項、並びに理事会に附議すべき事項を議決する。

第 22 条(開 催)

定時総会は、毎年1月、7月、8月及び12月に開催する。

② 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、もしくは正会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。

③ 理事会は、原則として毎月1回以上開催する。

④ 常任理事会は、理事長が必要と認めたととき随時開催する。

第 23 条(召 集)

会議は、理事長が招集する。

② 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開会の日の9日前までに文書をもって通知しなければならない。

第 24 条(議 長)

会議の議長は、理事長がこれに当たる。

第 25 条(定足数)

会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第 26 条(議 決)

総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

② 常任理事会、理事会の議事は、それぞれの出席構成員の過半数の同意をもって決する。

第 27 条(書面表決等)

やむを得ない理由のため、総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

② 常任理事会、理事会においては、書面による表決及び代理人に表決を委任することはできない。

第 28 条(議 事 録)

会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所。
 - (2) 会議の構成員と現在数。
 - (3) 会議に出席した会員の数又は構成員の氏名(書面表決者、及び表決委任者を含む)。
 - (4) 議決事項。
 - (5) 議事の経過の要領並びに発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項。
- ② 議事録には、議長及び出席した正会員又は構成員の中から、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第5章 例会、室及び委員会

第 29 条(例 会)

本会議所は、運営を円滑にし、その目的達成のために毎月 1 回以上例会を開く。ただし総会開催月については、この限りでない。

② 例会の運営については、理事会の議決により定める。

第 30 条(委員会の設置)

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために会議体、室及び委員会を設置する。

第 31 条(会議体、室及び委員会の構成)

委員会は、委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。室は、室長 1 名及び室長が統括する委員会の委員長、委員若干名をもって構成する。また、会議体は議長 1 名及び委員若干名をもって構成する。

② 議長及び室長は常任理事のうちから、委員長は理事のうちから理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

③ 委員は、正会員のうちから議長、室長及び委員長が、理事会の承認を得て任命する。

④ 正会員は、理事及び監事を除き、原則として全員が会議体又は委員会に所属しなければならない。

第6章 資産、会計及び管理

第 32 条(資産の構成及び経費の支弁)

本会議所の資産は、入会金・会費、その他の収入をもって構成する。

② 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

第 33 条(資産の管理)

本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は本定款に定めるもののほか、理事会の議決により定める。

第 34 条(事業年度)

本会議所の事業年度は、1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 35 条(会計区分)

本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の 3 種に区分する。

② 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

③ 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模または特殊な事業に関する収支を、事業別に経理する。

④ 基金会計は、基金となるべき収支により積立られた資産、及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

第 36 条(事業計画並びに予算)

理事長は、本会議所の事業計画、及び収支予算について、年度開始前に総会の議決を得なければならない。

第 37 条(報告書類の提出)

理事長は、在任年度終了後、速やかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、該当年度の監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書(収支決算書、貸借対照表、財産目録)

② 前項に規定する書類の提出は、該当年度終了後、初めて開かれる定時総会の会日の 1 週間前までに提出しなければならない。

③ 第 1 項の書類の提出を受けた監事は、監査を行い、その定時総会の前日までに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。

④ 理事長は、前項の意見書を添えて、第 1 項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第 38 条(定款等の備置)

理事長は、定款その他諸規定、会員名簿、及び会議の議事録を常に備え置かねばならない。

第 39 条(報告書等の備置)

理事長は、第 37 条第 1 項に規定する書類をその定時総会の会日の 1 週間前までに事務所に備え置かなければならない。

第 40 条(書類の閲覧)

会員は、前 2 条の書類をいつでも閲覧することができる。

② 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第 41 条(提 出)

理事長は、第 37 条第 1 項の書類を定時総会終了後、遅滞なく、日本青年会議所、並びに主務官庁に提出しなければならない。

第 42 条(事務局)

本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

第7章 定款の変更及び解散

第 43 条(定款の変更)

この定款は、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意をえるとともに、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

第 44 条(解散及び残余財産の処分)

本会議所は、民法 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、及び第 2 項の規定により解散する。

② 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

③ 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の認可を得て、本会議所と類似の目的をもつ団体に寄与するものとする。

第8章 雑 則

第 45 条(委 任)

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

本定款は、山形県知事の許可の日より施行する。

附 則

変更後の本定款は、昭和58年1月1日より施行する。

附 則

変更後の本定款は、平成15年1月1日より施行する。

附 則

変更後の本定款は、平成16年1月1日より施行する。

附 則

変更後の本定款は、平成19年1月1日より施行する。

附 則

変更後の本定款は、知事の認可のあった日または平成21年1月1日のいずれか遅い日から施行する。